

竹ん子の会

ニュースレター

みふね
御船竹バイオマス問題住民訴訟原告・支援者の会

第32号



竹ん子の会 会長 吉井博
電話 090-4473-7798

寒中お見舞い申し上げます。

昨年に引き続き今年もどうぞよろしくお願ひいたします。

昨年は皆様のご支援のおかげで、熊本地方裁判所で「勝訴」判決を勝ち取ることができました。今後も皆様と一緒に頑張っていきましょう！



裁判所は、「約1億円の補助金の支出は違法である」と断罪し「山本町長個人が町に約1億円を返還するように」との判決を出しました。

私達は、判決直後町と議会に対して「控訴を断念するように」との要望書を2回提出しました。

ところが、町は再び町税を使って福岡高裁に控訴をする為の議案を議会に提出しました。

議会では7対8でこの議案が通り11月7日に福岡高裁への控訴の手続きがなされました。

「失われた町税を町に返しなさい」という判決を不服とする町当局と賛成議員の態度が信じられません。私たち町民の生命と財産を守ってくれる立場の議員が、戻ってくる税金をいらないとして、すでに約1千万円を裁判費用を使っていながら、更に441万円の町税を無駄遣いすることに賛成するとは、誰のための議会なのでしょうか？

御船町では新たな問題も出ています。吉無田高原に、手かざしの新興宗教（宝珠会宝珠宗）関連団体が、開発・進出を計画しています。

この新興宗教団体は、過去にも多大な被害を発生させ、裁判では被害者に対し高額の損害賠償が命じられて「社会的相当性を逸脱しており、違法と言わざるを得ない」「利欲目的で勧誘した著しい詐欺行為だ」等と認定されています。

すでにボーリングをしているところで、御船町の動脈である御船川と矢形川の水量に影響がでるのではと不安を感じています。

表向きは「進出反対」を表明している町長ですが、総務委員会の参考人招致で、開発請け負っている業者が「平成25年8月ごろには町長に計画を伝えていた」と証言しました。なぜ素早い対応をしなかったのでしょうか。

…大切にしたいこと…

・竹バイオマス問題の真相究明

・「竹バイオマス問題がなぜ起こったのか」「このような問題が今後起こらないためにはどうすればいいのか」を住民目線で考える



御船町議会議員に対して行なった 公開質問状に対する答え

前回号でもお知らせしましたが、判決直後に御船町議会議員16名に対して公開質問状を送らせて頂きました。内容は…

- 問1、「竹バイオマス問題住民訴訟」判決の結果についてどう思いますか。
- 問2、町長は以前から、3億円を会社にかわって国に返還した行為について、議会にも責任があると言っていましたがどう思いますか。
- 問3、竹バイオマス住民訴訟について、あなたはどの程度関心がありますか。
- 問4、（前略）町の税金を使って控訴することに対してどう思われますか。

というものです。

これに対して、返答が返ってきたのは5名で、(問4)に対しては5名全員が「町の税金を使って控訴すべきではない」という回答でした。

回答しなかった議員は11名。その内9名は白紙で返却、2名は受け取り拒否でした。

議員という立場の方は町民の声に耳を傾けて、その声を町政に反映させるのが仕事であると思っていました。自分の主義主張と違うのであれば、堂々とそのことを主張すればよいことだと思います。

議員の仕事って何？



中でも失望したのは、議会の中で「私たち全議員に住民から質問状と要望書が来ているので、私は重圧を感じている」と発言した議員がいることです。

住民の声を重圧と感じるのであれば、議員の仕事はできないのではないかでしょうか。

より良い町をつくっていくことは本当に難しいです。ひとり1人の住民がしっかりとと考え、公の利益を守ることを基本に判断をしていくこと以外方法はないのだろうと思っています。



町長の個人財産を守るため、

町民の税金を使って控訴することになった裁判ですが…

第一回控訴審の期日(予定)が決まりました

平成27年

3月23日 午前11時30分

貸し切りバスを用意いたします。
皆さんで傍聴に行きましょう！

*傍聴の詳しい日程は、次号のニュースレターでお知らせいたします。

ご支援のお願い！

竹バイオマス問題住民訴訟原告・支援者の会では、広く支援者を募っております。

正会員 一口月額1,000円(何口でも可) 賛助会員 一口1,000円(何口でも可)

会の口座【てばるる口座 記号17160番号33459351竹バイオマス問題住民訴訟原告支援者の会】

お問い合わせは、竹バイオマス問題住民訴訟原告・支援者の会事務局 電話090-4473-7798 まで